

福祉サービス第三者評価結果

事業所名	大分こども心理療育センター 愛育学園はばたき
------	---------------------------

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

福祉サービス評価センターおおいた

②第三者評価実施期日

平成29年9月20日・21日

③事業者情報

名 称： 大分こども心理療育センター 愛育学園はばたき	種 別： 児童心理治療施設
代表者氏名： 理事長 藤本 保	定員（利用人数） 30名
所在地：〒870-0948 大分市芳河原台11番29号 TEL：097-578-7755	

④総評

◇評価の高い点

○【遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。】施設長は、「社会人として」「福祉サービスを実施する施設として」遵守すべき法令等の基本として、全職員に対しての人権研修を基本として取組を実施していることを確認した。

○家庭引き取りにあたって、家族室の利用などを通して新たな生活への不安軽減に努めていること、また退所後も相談を受けられることを本人、保護者にも伝え、実際に相談がある。

○敷地内に分校が併設されており、学校・施設間で職員の行き来も頻繁に行われ、子どもの状況の変化等情報交換が緊密にされている。また家庭復帰が見込める子どもについては、地元の学校に通うことを試行し、進路決定にあたっては、高卒後の進路も考えてオープンキャンパスを体験したり、保護者や学校の意見を十分に聞くなど連携して支援している。

◇改善を求められる点

○【事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。】

職員への聴取から、事業方針・内容について、職員の理解や参画が行われていることから基本体制はあると判断した。今後の体制づくりを期待する。

○【治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。】

標準化とは、子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による治療・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。その上で、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要なことから、施設や全国の協議会で研究し文書化することが有効な治療・支援につながると思われる。

○子どもの権利について、権利ノートや書籍を活用し子ども全体で学ぶ機会を定期的に持ったり、職員間で子どもの権利に関する学習の機会を持ち、没个性的になりがちな施設生活が少しでも有意義なものになるよう務められることを望む。

○子どもたちの家庭での起居を考慮してフロアーに直に布団を敷く生活とのことであが、ベッドか畳敷きにすることが望ましい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

開設3年目を迎えた当施設にとって初めての第三者評価受審であったわけですが、当施設の現在の取り組みがどのように評価されるのか、本来どうあるべきなのか、今後どのような姿を目指して取り組んでいけば良いのか等々、職員全員で議論し考えていく絶好の機会になりました。

子どもたちの安心・安全を保障し、子どもの最善の利益を実現するため、今回いただいたアドバイスを今後の施設運営・体制整備に活かしていこうと考えています。

数々の貴重なご助言、本当にありがとうございました。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果（別紙）